

## アストマックス・アジア・マーケット・レポート

2014年10月8日

#### 中国、不動産市場活性化を狙った施策を実施

中国の政策当局は先週、低迷する不動産市況を活性化するため、住宅の購入促進策や不動産開発業者の資金繰り改善策等からなる規制緩和策を発表しました。住宅市場のテコ入れ策は、中国人民銀行(中央銀行)が30日に発表した通知によれば、「1軒目の住宅購入者」に適用される優遇金利や低率の頭金規制を、ローンを完済している「2軒目の住宅購入者」にも適用可能とするというものです。

不動産開発業者の資金調達を手助けする施策は、銀行に住宅ローン担保証券(MBS)の発行を促し、ローンを流動化することによって、厳格な預貸率規制に縛られている銀行の融資余力を高めることを狙ったものです。これは住宅ローンそのものの供給を増やすという目的にも合致する施策です。

#### 中国、地方政府に債務規制

中国国務院(中央政府)は 2 日、債務返済に窮している地方政府を救済しないと言明し、地方財政に対する姿勢を明確に打ち出しました。また、「融資平台」等の資金調達のための「器」の利用を禁じ、債務の総額に上限を設けるとしています。中央政府は今回、8 月に解禁した地方債の発行を活用し、不透明な借金体質を改めるよう促しました。地方債の発行は金融当局の財政審査に基づいた枠の範囲内でしか認めていないため、地方債務をコントロールしていく有用な手段と捉えているようです。

#### マレーシア、燃料補助金を削減へ

マレーシア政府は財政健全化に向けたステップの一つとして、燃料補助金を削減し、ガソリンやディーゼル油等の価格を10%程度以上引き上げると発表しました。当該措置により政府は、2014年・2015年それぞれの財政赤字目標である対 GDP 比 3.5%、同 3.0%の達成に向け、一歩前進したと考えられます。

インフレリスクは限定的なものにとどまっており、堅調な拡大を見せている家計消費は、この程度の値上げで急ブレーキがかかることはないと思われます。中央銀行は引き締め気味の金融政策スタンスを採っていますが、 燃料値上げの影響を見極める必要もあり、今年いっぱいは政策金利を据え置くだろうと見ています。

#### マーケット情報

【アジア株式】	【アジア通貨(対日本円)】				
	(2014/10/3)			(2014/10/3)	
	終値	前週比		終値	前週比
ハンセンH株	10,349	<b>▲</b> 2.23%	中国人民元	17.802	△ 0.10%
香港ハンセン	23,065	<b>▲</b> 2.59%	香港ドル	14.142	△ 0.38%
インドムンバイ500種※1	10,146	△ 0.02%	インドルピー	1.780	▲ 0.22%
ジャカルタ総合	4,949	<b>▲</b> 3.57%	インドネシアルピア	0.901	▲ 0.11%
マレーシア総合	1,841	△ 0.02%	マレーシアリンギット	33.478	△ 0.20%
フィリピン総合	7,247	<b>▲</b> 0.20%	フィリピンペソ	2.441	△ 0.41%
タイSET	1,570	<b>▲</b> 1.87%	タイバーツ	3.363	▲ 0.51%
ベトナムVN	612	△ 1.09%	ベトナムドン	0.518	△ 0.43%
韓国総合※2	1,976	<b>▲</b> 2.73%	韓国ウォン	10.288	<b>▲</b> 1.22%
台湾加権	9,106	△ 1.30%	台湾ドル	3.597	▲ 0.19%
シンガポールST	3,253	<b>▲</b> 1.18%	シンガポールドル	85.600	▲ 0.16%

出所:ブルームバーグ

- ※1 インドは10/2~3が休場のため、10/1の終値。 ※2 韓国は10/3が休場のため、10/2の終値。
- ※ アジア通貨は全て(アジア通貨/日本円)の為替レートであり、前週比のプラスはアジア通貨の対日本円での上昇を、マイナスはアジア通貨の対日本円での下落を表します。
- ※ インドネシアルピア・韓国ウォン・ベトナムドンは100倍で表示しています。



# **アストマックス・アジア・マーケット・レポート**

2014年10月8日

## 投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

## お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用・・・・・申込手数料 上限 3.78%(税抜き 3.50%)
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・・・信託財産留保額 上限 0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・・・信託報酬 上限 2.376%(税抜き 2.20%) ※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。
- その他費用・・・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。当該費用は運用状況 等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。 投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

## 投資一任契約の主なリスク

投資一任契約資産の運用においては、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、 組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投 資する場合には為替の変動等の影響により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本 は保証されているものではなく、組入有価証券の下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 また、契約資産毎に、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内 容や性質が異なりますので、投資一任契約の締結に当たっては契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。



## アストマックス・アジア・マーケット・レポート

2014年10月8日

## 投資一任契約においてお客様にご負担いただく主な費用

投資一任契約に係る費用は、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等によりお客様と個別協議のうえ 決定させていただきます。そのため、投資一任契約に係る費用の合計額については、事前に表示することができま せん。

- 契約の期間中にご負担いただく費用:・・・・・投資顧問報酬をご負担いただきます。適用する料率等は、投資対象資産、契約資産残高、契約内容等に応じて異なりますので、料率、上限額等を表示することはできません。
- その他費用・・・・・上記以外にご負担いただく費用(有価証券の売買委託手数料や有価証券の保管等に係る諸費用等)があります。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、投資一任契約に基づき投資信託を組入れる場合は、組入れた投資信託に係る信託報酬、信託財産留保額、その他の費用(監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、有価証券の保管等に係る費用等)をご負担いただきます。なお、当社が設定・運用する投資信託を組入れた場合は、必要に応じて投資顧問報酬の調整を行います。

詳しくは契約締結前交付書面等でご確認ください。

#### 当資料に関してご留意いただきたい事項

当レポートはマーケット情報の提供を目的として、アストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当レポートはフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(フラトン社)の作成した"THE FULLERTON WEEKLY"を参考にしております。レポート中の市場見通しや投資戦略等は、特に断りのない限りフラトン社の見解を示しています。

当レポートは、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当レポート中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

アストマックス投信投資顧問株式会社の事前の承諾なく、当レポートの内容を転載または複製することはご遠慮ください。



# **アストマックス投信投資顧問株式会社**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエア 5 階

商号等: アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

商品投資顧問業者 農経(1)第21号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/日本商品投資顧問業協会